

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成19年7月6日付け総行給第61号及び総財公第97号総務省自治行政局公務員部長及び総務省大臣官房審議官（公営企業担当）通知「技能労務職員等の給与等の総合的な点検の実施」を踏まえ、当市の取組方針を次のとおり策定しました。

○ 基本的な考え方

技能労務職員等の給与等については、国及び県内他市の状況並びに地域の民間給与と比較しながら、その制度・運用の適正化を図ります。

○ 具体的な取組方針

① 給料表

平成18年度の給与構造の見直しの実施にあわせて、給料表を国の行政職給料表(2)に準拠して改定しました。

② 昇給

平成18年度から55歳昇給抑制を実施しています。

③ 諸手当

平成19年度をもって特殊勤務手当を廃止しました。

○ その他（民間委託の推進、事務・事業の見直し等）

- ・ 平成17年度から、技能労務職員の退職者は補充していません。
- ・ 平成20年度から、黒石病院栄養科の調理業務を民間委託しました。

○ 職員の平均給与月額等の状況（平成19年4月1日現在）

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
黒石市	49.1歳	41人	313,977円	332,433円	334,558円	—	—	—	—
うち用務員	48.9歳	18人	305,752円	320,740円	323,266円	用務員	53.9歳	227,200円	1.41
うち自動車運転手	50.4歳	13人	315,415円	338,415円	340,611円	自家用自動車運転手	49.3歳	196,800円	1.72
うちその他技能労務職	51.7歳	10人	326,914円	345,703円	347,016円	—	—	—	—
青森県	46.2歳	589人	318,900円	364,077円	344,585円	—	—	—	—
国	48.8歳	5,193人	287,094円	—	320,514円	—	—	—	—
類似団体	47.5歳	38人	303,078円	327,575円	316,564円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
黒石市	5,394,443円	—	—
うち用務員	5,211,598円	3,284,300円	1.59
うち自動車運転手	5,485,688円	2,554,300円	2.15
うちその他技能労務職	5,609,189円	—	—

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用した。

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

○ 年齢別職員数の平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成19年4月1日現在）

区分	職員数	平均給料月額	平均給与月額
24～27歳	2人	153,500円	157,800円
32～35歳	1人	209,500円	209,500円
36～39歳	4人	239,100円	269,400円
40～43歳	3人	253,200円	279,100円
44～47歳	4人	281,900円	302,100円
48～51歳	5人	308,100円	331,100円
52～55歳	9人	352,700円	369,600円
56～59歳	13人	369,100円	384,500円

○ 特殊勤務手当の状況（平成19年4月1日現在）

支給実績(18年度決算)	108千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	54,000円		
手当の種類(手当数)	1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
火葬場勤務手当	火葬場に常時勤務する職員	火葬業務	4,500円